

営業時間短縮等の協力要請解除後の浪速区民センターの利用について

浪速区民センターの利用にあたりまして、新型コロナウイルスの感染防止対策にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

大阪府においては、緊急事態宣言の解除後（令和3年10月1日以降）も、大阪市等における施設の営業時間短縮等の協力要請が継続されておりましたが、令和3年10月25日（月）以降解除されることとなりました。

浪速区民センターをはじめとした区役所附設会館では、緊急事態宣言解除後も、開館時間を21時までに短縮してご利用をいただくなどの運営を行っておりますが、10月25日からは、開館時間を通常どおり21時30分までとさせていただきます。なお、大声での歓声・声援等がある場合は収容定員の半分以下でご利用いただく運営は継続いたします。

ご利用の皆様には、こうした点にご理解をいただきつつ、ご利用の際には、適切な入場整理（例えば、入退室時の滞留防止、会場内の混雑を防ぐための入場制限等）の徹底のほか、「マスクの着用」、「手洗い」、「換気」、「消毒」、「人と人の距離の確保」等の感染防止策の徹底もお願いいたします。

今後の新型コロナウイルスの感染状況を受け、運営を変更する場合もあり、その際には、改めてお知らせいたします。

利用者の皆様には、今後とも、感染症拡大防止になにとぞご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

なお、キャンセルに伴う還付（返金）につきましては、2021年10月25日以降のお申し出においては、通常のキャンセル規定となりますので、ご注意ください。

ご不明な点は、以下までお問い合わせください。

【問い合わせ先：浪速区民センター TEL06-6568-2171 FAX06-6568-3171】